

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 7 条の規定に基づき行旅死亡人を取り扱ったので、同法第 9 条の規定に基づき下記のとおり告示する。

なお、心当たりのある者は、福祉総務課まで申し出ること。

令和 8 年 8 月 27 日

日立市長 小川 春樹

記

1 本籍（国籍）・現住所	不詳
2 氏名・職業	不詳
3 年齢	40～60 代
4 性別	男性
5 身体的特徴	身長 172 センチ、体重 75 キロ
6 着衣	なし
7 所持品	なし
8 遺体の発見場所	茨城県日立市東町三丁目 12 番 6 号菊地方東方約 40 メートル先海岸上
9 発見日時	令和 8 年 5 月 2 日午前 6 時 20 分頃
10 死亡日時	令和 8 年 4 月下旬頃
11 死亡原因	不明
12 遺体の処置	日立警察署による身元確認が行われたが判明せず、行旅死亡人として令和 8 年 7 月 21 日（火）午後 2 時に日立市中央斎場において火葬し、遺骨を日立鞍掛山霊園に保管した。

以 上